

原議保存期間30年
(平成51年12月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)

警察庁丙組企分発第7号、丙組暴発第7号
平成21年3月30日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

庁内各局部課長
各附属機関の長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行等について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第36条では立入検査の要件等を定めているが、この要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成21年国家公安委員会規則第1号)が平成21年3月30日に公布され、同日施行された(別添1:官報の写し、別添2:新旧対照条文)。

改正の趣旨、内容、立入検査等の実施方針及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

暴力団の活動実態等の不透明化、新たな命令の類型の導入等を踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件を類型化、明確化するものである。

2 改正の内容

従来は、

法の規定に違反する行為が事務所の内部において行われ、又は行われていると認める場合であって、当該違反に係る事実を確認するために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき

法の規定による命令が発せられている場合であって、当該命令の履行を確保するために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき

その他特に立入検査を行う必要があると認められるとき
のいずれかの場合に立入検査ができることとしていた。

改正により、立入検査ができる場合を各号に列記することとした。各号ごとの内容は以下のとおりである。

- (1)「法の規定に違反する行為が行われていると認める場合であって、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき」(第1号)

法の規定による中止命令等を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (2)「法の規定に違反する行為が行われたと認める場合であって、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第2号)

法の規定による再発防止命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (3)「法第12条の4第1項の規定による命令を発する場合であって、当該命令に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第3号)

法第12条の4第2項の規定による指示を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (4)「事務所が法第15条第1項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第2項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第1項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第4号)

法第15条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事務所使用制限命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (5)「法第30条の4又は第30条の5第1項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき」(第5号)

法第30条の4の規定による請求妨害防止命令や法第30条の5第1項の規定による賞揚等禁止命令を発するための事実確認が必要な場合の立入検査を規定したものである。

- (6)「法の規定による命令が発せられている場合であって、当該命令の履行を確保することが必要であるとき」(第6号)

従来の規定()と同様である。

- (7)「前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき」(第7号)

従来の規定()と同様である。

以上の改正のほか、規則第36条第2項の規定により定められていた立入検査時の

身分証明書の様式から、生年月日情報を削除したものである。

なお、附則第2条において、身分証明書の様式は、当分の間、従来の様式を使用することができることとしている。

3 立入検査等の実施方針

今後、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、法の規定による報告徴収又は立入検査の権限を、法の範囲内で必要に応じて積極的に活用すること。

4 留意事項

- (1) 法第33条第3項に、「立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」と確認的に規定されているとおり、立入検査は命令の発出等行政目的達成のために認められるものであり、犯罪捜査のために認められたものでないことに留意すること。
- (2) 法第50条の規定により、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処することとされているが、立入検査の権限は、罰則による間接強制によってのみ担保されるのであって、相手方が拒否した場合に、その抵抗を排除してまで立入検査を行う権限を与えるものではないこと、その場合は相手方の説得に努めるべきことに留意すること。
- (3) 法の規定による報告徴収又は立入検査の実施に当たっては、必要性等について組織的に決定するとともに、必要な書類を作成しておくこと。
- (4) 立入検査を行うことができる職員として指名された職員に対しては、平素から必要な教養を行うこと。

規 則

○ 国家公安委員会規則第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十三条第一項、第四十四条及び第四十五条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月三十日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「法の規定に違反する行為が事務所の内部において行われ、若しくは行われていると認められる場合又は法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該違反に係る事実を確認し、又は当該命令の履行を確保するために」を「次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、」

に改め、その他特に立入検査を行う必要があると認められるとき」を削り、同項に次の各号を加える。

一 法の規定に違反する行為が行われていると認められる場合であつて、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。

二 法の規定に違反する行為が行われたと認められる場合であつて、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

三 法第十二条の四第一項の規定による命令を発する場合であつて、当該命令に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

四 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第二項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

五 法第三十条の四又は第三十条の五第一項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき。

六 法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該命令の履行を確保することが必要であるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

別記様式第二十三号中(一) 中「中」を削る。

附 則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十三条第二項の証明書の様式については、改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第二十三号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（立入検査）</p> <p>第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに、行うものとする。</p> <p>一 法の規定に違反する行為が行われていると認める場合であつて、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。</p> <p>二 法の規定に違反する行為が行われたと認める場合であつて、当該違反行為に係る事実又は更に反復して当該違反行為と類似の違反行為若しくは当該規定に違反する行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。</p> <p>三 法第十二条の四第一項の規定による命令を発する場合であつて、当該命令に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。</p> <p>四 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第二項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認する</p>	<p>（立入検査）</p> <p>第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、法の規定に違反する行為が事務所の内部において行われ、若しくは行われていると認める場合又は法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該違反に係る事実を確認し、又は当該命令の履行を確保するために同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときその他特に立入検査を行う必要があると認められるときに、行うものとする。</p>

ことが必要であるとき。

五 法第三十条の四又は第三十条の五第一項に規定するおそれがあることを確認することが必要であるとき。

六 法の規定による命令が発せられている場合であつて、当該命令の履行を確保することが必要であるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

2 法第三十二条第二項の証明書の様式は、別記様式第二十三号のとおりとする。

別記様式第23号（第32条関係）

(表)

	身 分 証 明 書	第 号
	官 職 名	
	氏 名	
	(年 月 日生)	
	上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
	年 月 日	公安委員会 印

54.0

85.8

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第33条 略

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

2 法第三十二条第二項の証明書の様式は、別記様式第二十三号のとおりとする。

別記様式第23号（第32条関係）

(表)

	身 分 証 明 書	第 号
	官 職 名	
	氏 名	
	(年 月 日生)	
	上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
	年 月 日	公安委員会 印

54.0

85.8

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第33条 略

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。